

広島県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十九年三月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町御蘭字長者山八五一九番三 地先から 東広島市西条町御蘭字菅田三二一七番二地 先まで		三三・〇〇〇 八〇・〇〇〇	一〇七・五〇		一部幅員減少 不用物件延長 一一〇・三〇 メートル
		五三・〇〇〇	一〇七・五〇		